

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」 等について（概要）

1. 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令について

都市再生緊急整備地域について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第5条第1項に基づく地方公共団体から指定に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、都市再生緊急整備地域及び特定地域の新規指定等を行う。合わせて、都市再生緊急整備地域のうち地域指定の必要性が無くなったと判断される地域につき、法第5条第2項に基づく地方公共団体の同意が得られたことから、都市再生緊急整備地域の指定解除を行う。

都市再生緊急整備地域一覧（新規指定及び変更に係るもの）

	団体名	都市再生緊急整備地域名	面積
新規指定	松戸市	松戸駅周辺地域	50ha
	新潟市	新潟都心地域	153ha
	福岡市	福岡箱崎地域	100ha
解除	浜松市	浜松駅周辺地域	40ha
	守口市	守口大日地域	80ha
	寝屋川市	寝屋川萱島駅東地域	49ha

2. 各都市再生緊急整備地域の主な変更内容

（1）新規指定

・松戸駅周辺地域

都心から20km圏内という立地により発展した良好な住環境とみどり豊かな環境を活かし、公共施設や商業施設と松戸中央公園の緑が一体となった新拠点ゾーンの整備を中心に、東京の衛星都市から脱却した「自立した新しい大都市近郊型都市」を目指すため、都市再生緊急整備地域に指定する。

・新潟都心地域

本州日本海側の最大都市という立地とインフラを活かし、市内都心地域における各拠点地区を連動させながら、みなとまちの活力と風格、高度な機能を備える都市形成を推進するため、都市再生緊急整備地域に指定する。

・福岡箱崎地域

市街地内の貴重な大規模活用可能地として機能を充実・転換する九州大学箱崎キャンパス跡地を中心に、新たな活力・交流や充実した教育・研究環境を生み出すとともに、安全・安心・快適で健やかに暮らすことができるまちづくりを実現するため、都市再生緊急整備地域に指定する。

(2) 解除：3地域（浜松駅周辺地域、守口大日地域、寝屋川萱島駅東地域）

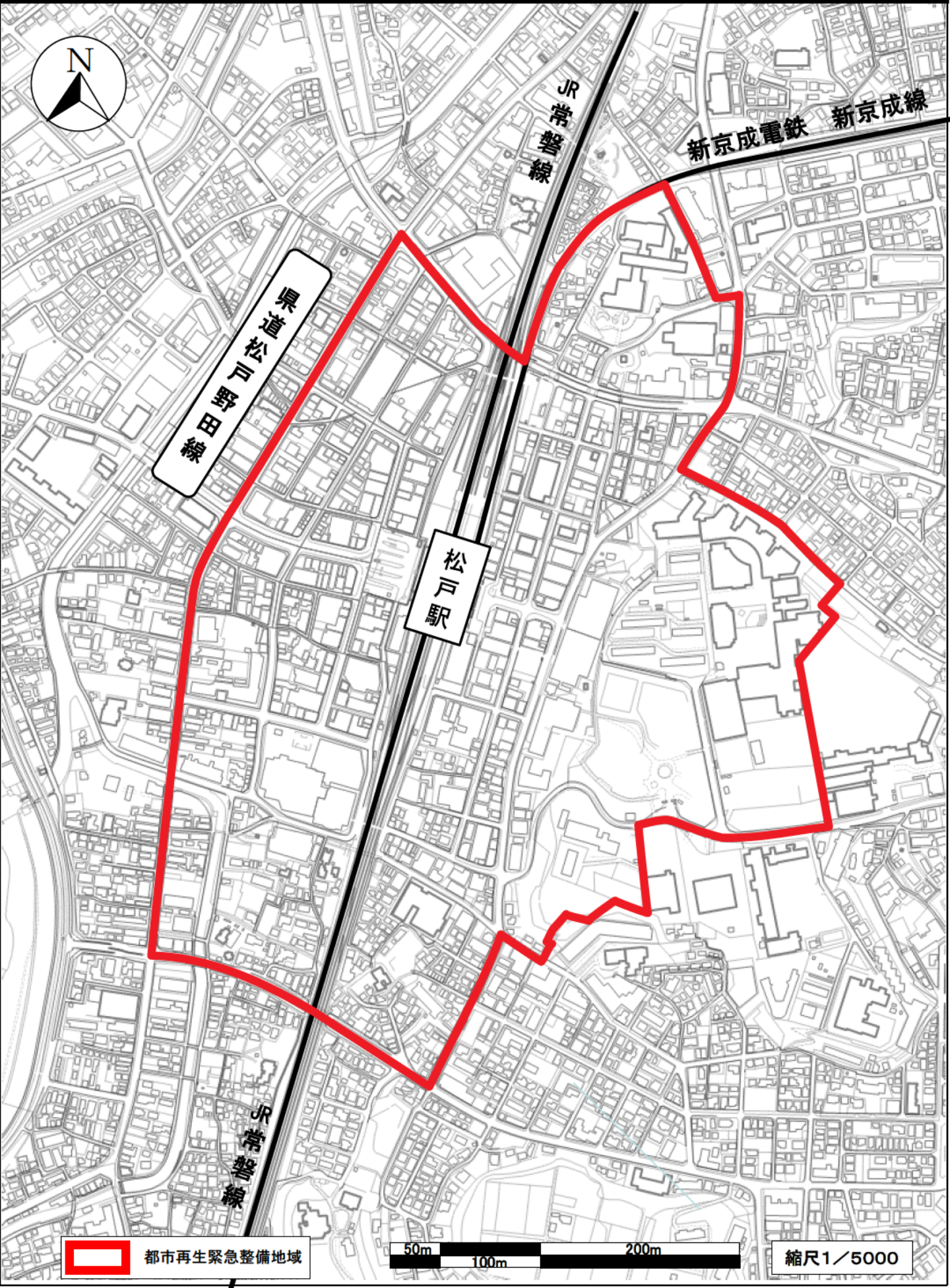
都市開発事業及び公共施設整備事業が完了し、整備の目標は概ね達成され、都市再生制度の特例等を活用する事業は予定されていないため、都市再生緊急整備地域の指定を解除する。

(3) 地域整備方針の変更：9地域（東京都心・臨海地域、秋葉原・神田地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、大崎駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、池袋駅周辺地域、羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域、神戸ポートアイランド西地域）

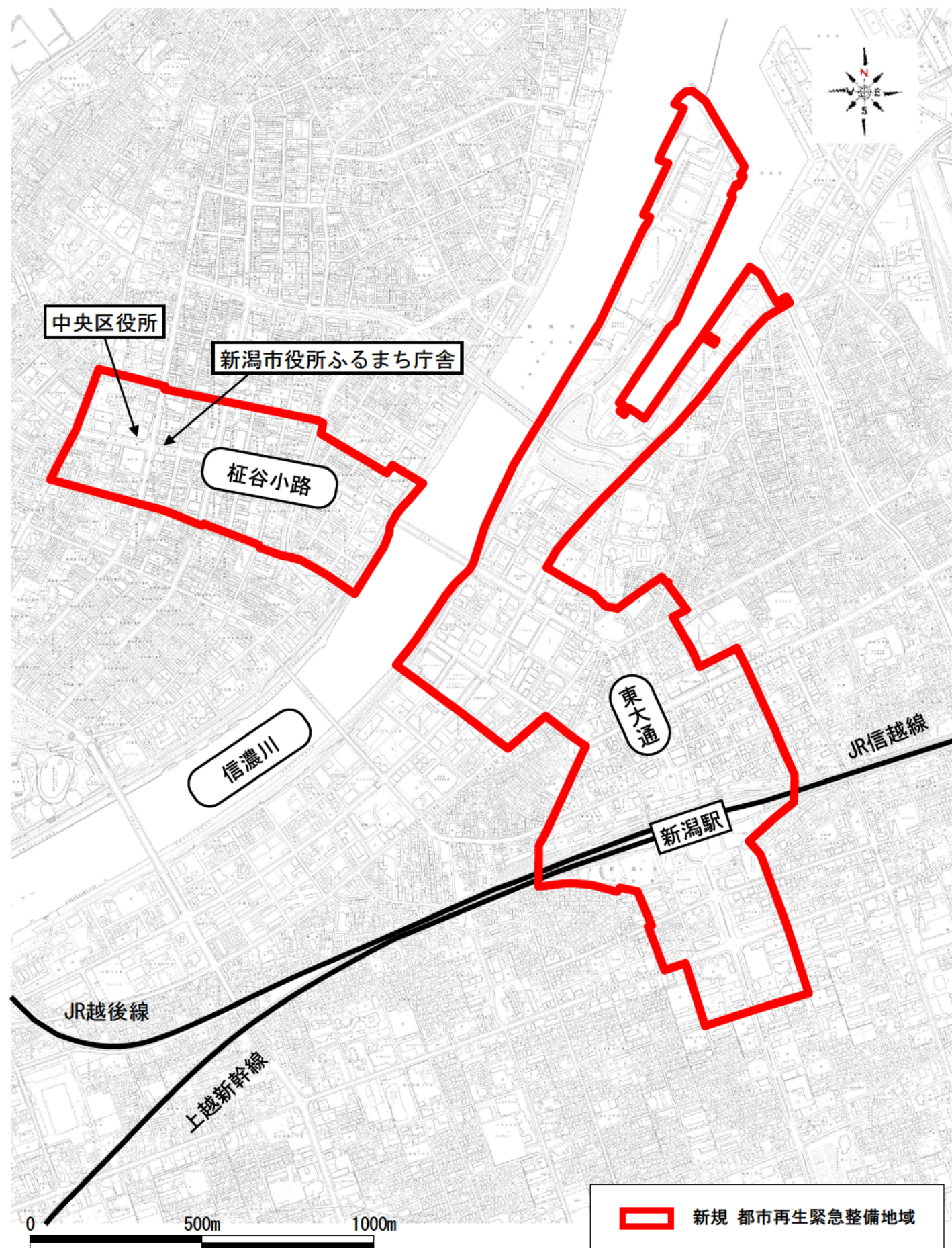
都市開発事業の具体化及び用語等の時点更新に伴い、地域整備方針の変更を行う。

※解除及び地域整備方針の変更を実施する地域以外で評価を行った4地域（羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域、堺東駅西地域、神戸三宮駅周辺・臨海地域、那覇旭橋駅東地域）については、現在進行中の都市開発事業や公共施設整備が進行中であり、今後予定されている都市開発事業等を引き続き推進する必要があるため、地域指定を継続する。

松戸駅周辺地域 <50ha> (区域図)



新潟都心地域 <153ha> (区域図)



福岡箱崎地域<100ha> (区域図)

